

岡山県外国人介護留学生受入事業者に対する奨学金等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、外国人材の介護分野への参入促進を図るため、予算の範囲内において、県内の介護施設等に対して岡山県外国人介護留学生受入事業者に対する奨学金等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業及び事業内容)

第2条 この補助金は、外国人介護留学生受入事業者に対する奨学金等支援事業（以下「補助事業」という。）を交付の対象とし、その内容は、別紙「外国人介護留学生受入事業者に対する奨学金等支援事業実施要領」のとおりとする。

- 2 前項にかかわらず、介護福祉士の資格取得を目指して在留資格「留学」で来日し、介護福祉士養成施設への入学を前提とし日本語学校に在学する外国籍の者及び介護福祉士養成施設に在学する外国籍の者（以下「留学生」という。）が介護福祉士修学資金貸付事業等の類似する他の公的補助を受けている場合は、補助事業の対象としない。ただし、補助対象経費が他制度と重複しない場合は、補助事業の対象とすることができる。
- 3 第1項にかかわらず、日本語学校又は介護福祉士養成施設を退学した留学生に係る当該退学した日の属する年度の経費については、補助対象経費から除外する。
- 4 補助対象期間は、補助対象経費ごとに別表の第2欄に定める期間とする。

(補助金の額)

第3条 この補助金の交付額は、別表の第3欄に定める補助対象経費ごとに、実支出額と第4欄に定める基準額とを比較して少ない方の額と、事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額とする。
ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）を知事が定める日までに提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、これを行うことができない。

- (1) 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
- (2) 暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
- (3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(交付の条件)

第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽易な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに、知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 本補助金と補助事業に係る証拠書類の管理については、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後から5年間保管しておかななければならない。
- (5) 事業実施主体は、補助事業の実施にあたり、貸付額、貸付期間、貸付方法、返還及び返還の免除等について規定する貸与規定又は給付規定等の規定を定めなければならない。
- (6) 事業実施主体は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第5号）により速やかに知事に報告しなければならない。

ただし、事業実施主体が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行わなければならない。

なお、知事は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(申請の取下げ)

第6条 補助金の交付の申請をした者は、規則第8条第1項の規定により、補助金の交付の決定を受けた日から起算して30日以内に申請の取り下げをすることができる。

(変更交付申請)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、規則第10条の規定により補助事業の内容、経費の配分その他申請に係る事項の変更又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けようとするときは、変更（廃止又は中止）承認申請書（様式第6号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

(軽易な変更)

第8条 規則第10条ただし書に規定する知事が別に定める軽易な変更は、次のとおりとす

る。

- (1) 補助対象経費の総額の20パーセント以内での、各経費間の変更
- (2) 補助対象経費の総額の20パーセント以内の減額

(補助金の返還)

第9条 知事は、規則第9条第1項の規定により交付決定を取り消した場合のほか、事業実施主体が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の一部又は全額を返還させるものとする。

- (1) 知事の承認を受けて、補助事業を中止又は廃止したとき。
- (2) 対象となる留学生が、日本語学校又は介護福祉士養成施設を卒業できなかったとき。
- (3) 対象となる留学生が、介護福祉士養成施設を卒業後、事業実施主体の有する県内施設又は事業所において、介護福祉士として介護等の業務に5年間従事しなかったとき。
- (4) 前3号のほか、補助対象となった留学生に貸与又は給付した費用が返還されたとき。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業を完了したとき（廃止又は中止の承認を受けたときを含む。）は、その完了の日から起算して30日以内、又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までに、補助金実績報告書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

(現況報告)

第11条 補助事業者は、補助金交付年度の翌年度から、補助の対象となった留学生が介護福祉士養成施設を卒業して5年間が経過するまでの間、前年度における留学生の状況を、毎年度4月15日までに現況報告書（様式第11号）により、知事に報告しなければならない。

ただし、補助金の返還の決定を受け、当該補助金の全額を既に返還した場合は、この限りでない。

附則

- 1 この要綱は、令和3年7月19日から施行し、令和3年4月1日以降に日本語学校又は介護福祉士養成施設に入学した留学生に対する補助金から適用する。